

・事務事業外部評価対象事業の選定方法（案）について

1 外部評価対象事業の取扱い

平成24年度当初予算における全ての事務事業を評価対象とし、事務事業の性質や内容により、市の裁量権が低い事業など、外部評価の対象としない事務事業と、外部評価の対象とする事務事業に区分する。

・事務事業の分類

①外部評価の対象外とする事務事業は、下記のいずれかの事由に該当する事務事業とする

- ・市の裁量権が低いと判断される事務事業
- ・他の機関により評価される事務事業
- ・平成24年度をもって終了する事務事業
- ・外部評価に適さないと判断される事務事業
- ・平成23年度に外部評価を行った事務事業（新規）

②外部評価の対象とする事務事業

- ・①に該当しない事務事業

2 平成24年度に外部評価を行う事務事業の取扱い

昨年度は、経費区分がC1区分※のみの事務事業が対象であったが、今回は、全事業を対象とするため、外部評価の対象となる事務事業数が増加することが見込まれる。

外部評価のための本委員会の開催予定回数（本日を除き全10回）及び昨年度の外部評価の作業状況から、平成24年度においても、外部評価を行う事務事業数を昨年度と同数程度とし、事業費の大きいものから優先的に選定を行う。

3 今後のスケジュール

事務局では、本日の委員会での協議結果を踏まえ、平成24年度に外部評価を行っていただく事務事業の選定作業を行いたい。

次回の委員会に外部評価対象事務事業一覧表（案）の提案を行い、ご協議いただいたうえで、正式に諮問を行う予定である。

※ 市の予算のうち、経常的事業（毎年継続して固定的に支出されるもの：人件費、物件費、扶助費等）ではなく、市の判断において実施する事業で、大規模維持補修事業や事業1,000万円以下の普通建設事業及びソフト事業のこと。（重点的に推進する項目を除く。） 例：道路維持補修費 等